

商品概要説明書

福島銀行

(2026年2月2日現在適用中)

1. 商品名	決済用普通預金 *無利息型
2. お取扱対象先	制限はございません *どなた様でもご利用いただけます
3. 預入期間	定めはございません
4. 預入方法 (1) 預入方法	<p>随時お預入れいただけます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口来店 (いつでもどこでも支店を除く全店) ・ATM利用 (通帳入金、カード入金) ・他科目等からの振替入金 ・為替振込金、手形、小切手類取立代り金の入金
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	<p>随時払戻しいたします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口来店 (いつでもどこでも支店を除く全店) ・ATM利用 (通帳・キャッシュカードによる払戻) ・各種支払代金の自動引落し (自動振替契約先)
6. 利息・利率	利息はつきません
7. 税金	—————
8. 手数料	<p>・決済用普通預金の新規口座開設、および有利息の普通預金と決済用預金間の切替には手数料はかかりませんが、収入印紙代200円が必要となります</p> <p>・キャッシュカード等による時間外・他金融機関等でのご利用には、所定の手数料をいただきます</p> <p>【未利用口座管理手数料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後の預入れ、払戻しから2年以上一度も預入れ、払戻しがない口座は「未利用口座」として店頭に表示する「未利用口座管理手数料」をいただきます。 ※最後の預入れ、または払戻しには、「お利息の元本への組入れ」ならびに「未利用口座管理手数料の引落し」は該当しません。 ・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内を送付させていただきます。一定期間 (約3ヵ月) 経過後もお取引がない場合に、所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 ・次の場合は、未利用口座の対象外です。 <ol style="list-style-type: none"> ①該当口座の残高が1万円以上ある場合 ②定期預金、投資信託、公共債、保険商品等のご契約がある場合 ③融資取引のある場合 ④死亡、破産等の事実がある場合 ・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約させていただきます。
9. 付加できる特約事項	—————
10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	—————
11. 重要事項等	<p>この預金は預金保険法が定める「決済用預金 (注)」であり、預金保険制度により全額保護されます。詳しくは店頭掲示ポスター等をご覧ください。</p> <p>(注)「決済用預金」とは以下の3つの条件を満たす預金のことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無利息 2. 要求払預金 (随時払戻可能な預金) 3. 決済サービス (口座振替等) ができる

12. その他参考となる事項	・切替について 有利息の普通預金と決済用預金間の切替が可能です（口座番号は変わりません）
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772